



ビオトープ・ニュース065

発行日 2014/05/04

発行：日本ビオトープ管理士会 徳島支部
事務局：徳島市山城町東傍5-281 新弘測量設計株内
事務局長：東條芳顕 TEL：088-622-5688

■ビオトープ・サロン 熱血オジサン奮闘記！～ブログ-ビオトープ気延の里～

今号は、ビオトープ気延の里の活動をまとめてご紹介します。(編集局)

寄稿：石井町のわんぱくおじさん(ビオトープ気延の里)

【今年もシジミ】



1月22日 晴れ 久しぶりのブログ更新です。
今年も石井小学校ビオトープクラブによるシジミ調査をしました。寒風が吹く中、24名のクラブ員が手に手にスコップやケンドを持って去年も調査したポイントを調べました。



結果、やはりタイワンシジミと思われる固体がウジャウジャ。マシジミとの識別は難しいようですが、このあたりのシジミはほとんどがタイワンシジミかと。
(クラブ員もずいぶん増えてましたね。継続は力なり！…編集局)

【カヤネズミ】

2月16日 曇り 今日は日曜日。少し時間があつたのでバツハの広場の北に広がる“萱ばら”を調べてみました。

何を？先週ある本をイッキ読みしました。カヤネズミの本です。かわいいですね、カヤネズミ。で、この辺りにもいなかんとおぼえて調べてみました。ありましたよ、使い古しの巣が。来年はもう少し早い時期の調査を計画します。



【かいぼり】

2月19日 曇り 今日は石井小学校の“生き物ビオトープクラブ”の今年の最後の活動日。子どもたちの希望でバツハ



の広場の池の“かいぼり”をしました。気温7～8度の寒空の中、子どもたちは池の中にザブン！でもたくさんの魚が出てきました。中には30センチオーバーのフナも。うろうーさぶ！

■ビオトープ・カルテ みんなで集めるビオトープ情報

記者：樫本幸実(会員)



【葉がエビネに似た小型のランの仲間の生育地】

ビオトープ・タイプ：ため池の湖畔林
規模：20～30㎡に3株が点在
環境特性：丘陵地のため池湖岸斜面地の雑木林
周辺土地利用：ため池と薪炭林
撮影年月日：2014年4月27日
場所：同定できないため非公開

数年前に偶然見かけた見慣れない野草、ふと思い出し花が咲いていないかと再び訪ねました。しかし、残念ながら枯れた花柄が残るのみで花は確認できず。花柄は前年のものの可能性もありそうなので、折子を見て再度訪ねてみようと思いますが、どなたか写真から同定できませんか？
(花柄はギボウシランに似るが、葉の特徴がやや異なる。)

ビオトープ・サロン お便りコーナー

前号064は、何かしらインパクトがあったのか、早々に反響をいただきました。ご紹介します。（編集局）

【Iさん】140401

ビオトープ・ニュース拝見しました。お忙しいところありがとうございます。土地利用計画の必要性を訴える記事は、開発に関係する方々にも読んでもらいたいと思いました。

関連して開発途中の空き地の取扱いが注目されている[千葉県都市開発用地]の話とも重なり、興味深いです。<<http://marusin.tea-nifty.com/blog/2013/10/post-b788.html>>関連するホームページです。

【Aさん】140401

ビオトープ・ニュースの配信、どうもありがとうございました。〇〇〇のホームページに投稿されてもいいのではと考えます。いかがでしょうか？

【Sさん】140402

いつも会報のご送付ありがとうございます。今回はショッキングな内容でした。平地林ですが、他人事ではありません。差し支えなければ、場所を教えてください。

■みんなの“たからもの” 耕作放棄も捨てたものじゃない！？

寄稿：Mさん



【耕作放棄地にも春が訪れました】

隣接する畜産施設の影響で富栄養化した農地、やむなく耕作放棄して十余年が過ぎました。

当初は、春にスズメノカタビラ、夏はイヌビエが一面を覆っていましたが、年々生える草の種類が変化してきました。今では、モザイク状にいろいろな花を咲かせています。

年に数回の草刈りには手間がかかりますが、春、夏、秋、冬と移ろう風景は、この一角だけがかつてののどかな農村を彷彿させてタイムスリップしたようです。

最近は、「実をもいで食べられる原っぱもいいかも！」と、思いつくままに、果樹を少しずつ植え始めています。どんな風景になるかこれからも楽しみです。

■ビオトープ・セミナー 資格試験に挑戦して基礎知識を修得しよう！

ビオトープ管理士資格試験過去問題 出展：(財)日本生態系協会主催「ビオトープ管理士セミナー」のテキストより

無断転載禁止：本紙は公益財団法人日本生態系協会の許可を得て転載しています。（編集局）

【環境関連法の択一問題：正答と解説は次号で紹介】

問65：「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」について述べた次の文のうち、誤っているものはどれですか。

1. 生物多様性の確保、人の生命及び身体の保護、農林水産物の健全な発展が、法の目的に含まれている。
2. 特定外来生物とは、海外から我が国に導入されることにより、我が国の生態系等に係る被害をお及ぼし、又は及ぼすおそれがある外来生物で、政令で定められている。
3. 生物分類学が発達し、かつ、海外との物流が増加した第二次世界大戦後に導入された外来生物を、国では特定外来生物の選定対象としている。
4. 特定外来生物に指定されると、飼養・栽培は、原則禁止となる。
5. 本法による規制はされないが、生態系に悪影響を及ぼしうる外来生物について、適切な取り扱いへの理解と協力を求める「要注意外来生物リスト」が作成されている。

■前号064の正答「4」

漁業による自然生態系への影響として、次項があげられる。①漁場の移動・拡大は、漁業技術の進歩と需要の拡大だけでなく、**水産資源の枯渇**による新たな**漁場開拓**によるところも大きい。②直接採集による個体群への影響だけでなく、**養殖**などで使用される**飼料や水産養魚病薬品の投与**による**海洋環境汚染**が問題となっている。③南太平洋まで範囲を広げて漁獲されているマグロ類は、クジラ類などと共に**海の生態系の上位**に位置しており、**乱獲による生態系破壊**が懸念される。④内水面漁業で行われる**サケやアユなどの放流**は、河川の生物多様性の攪乱や劣化の一因になっている。⑤**流し網漁や刺し網漁による混獲**の影響により、ウミガラスやエトピリカなどの海鳥が、**絶滅の危機**にある。

※2級はどなたでも受験でき、四国の受験会場は「徳島大学工学部」です。自然環境の保全に関わる方には、是非とも取得していただきたい資格です。詳しくは、<http://www.ecosys.or.jp/>（公益財団法人 日本生態系協会HP）

■編集後記

ビオトープに関するお役立ち情報はもとより、皆様の生活や活動やお仕事等、日常を通じて見たり感じたりしたこと、身近な自然の春夏秋冬や喜怒哀楽のご寄稿をお待ちしております。ふるってご参加ください！ 編集局

【E-mail：kanv@nifty.com URL：http://biotopetokushima.yu-yake.com】